

大網白里市地域福祉活動計画策定にあたり

第4次大網白里市地域福祉活動計画は、平成24年度をもって計画の最終年となる前計画(平成20年度策定)の内容を、整理し直して再構成したうえで、更に一段階上へとステップアップさせたセカンドステージという位置づけとして、地域福祉の充実と進展を図るものです。

本計画は、前計画の理念を継承するとともに、この間の福祉施策や地域社会の変化に応じた必要な見直しを行い、今後5年間、大網白里市社会福祉協議会が、市民の



皆様と手を携えて取り組んでいく事業活動を取りまとめております。

本計画の策定にあたっては、各領域からご参画いただいた21名の委員による策定委員会を組織し、前計画の評価・分析にはじまり、事業内容の整理・見直し、新計画の構成・組み換えに至るまで、本計画の策定に係る全ての工程を、 策定委員会の皆様を中心にして進めてまいりました。

特に、計画の中では大きく4つのテーマを取り上げたました。具体的には A) 障がい者の支援、B) 子育て支援、C) 高齢者の支援、D) 緊急時に備えた住民 ネットワークです。それぞれについて作業部会を編成し、計画書に記載する各 事業内容について、前計画の事業展開についての反省を踏まえつつ議論・検討を重ね、実際に計画の文章化に至るまでの作業を行っていただきました。

このようにして生まれ変わった本計画が、大網白里市社会福祉協議会が展開する地域福祉活動を、さらに一歩先へと進めてくれる指針・実践目標となることを期待しております。

この計画策定のために、策定委員長として策定委員会を牽引し、多くのご指導・ご助言をいただいた城西国際大学石田路子教授をはじめ、日々熱心にご検討をいただいた策定委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心から御礼を申し上げるとともに、本計画推進へのご支援ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成25年 3月

社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 会 長 小 川 公 延

大網白里市地域福祉活動計画策定にあたって

今回の第4次地域福祉活動計画の策定にあたって、まずは第3次地域福祉活動計画における5年間の活動について振り返ってみることから始めました。

第3次地域福祉活動計画では地域の福祉課題を6つの分野に分けて、それぞれの内容で活動実践の計画が立てられましたが、しっかりと地域に根付いて今やニーズを抱える住民にとって欠かせないものとして受け入れられるようになってきた活動、行政の他の施策や制度とリンクして目標を達成しつつある活動などがある一方で、各地域の関係者などへの連絡調整が思うように進まず活動の成果がなかなか上がってこないものや、活動の進展具合が地区ごとに大きく差が生じているものなどもあることがわかりました。

第4次地域福祉活動計画は「第3次計画のセカンドステージ」として位置付け、前回の活動計画内容の成果について詳しく調査し、評価・分析しながら新たな計画の策定が進められました。地域住民の意識に定着し、活動の展開が高く評価されるものについては、さらにそれを進展させていく方法を検討しました。また、なかなか計画通りに進んでいかなかった活動については、その理由や問題点・反省点などを探って整理し、テーマを見直したり、より実現可能な方法を見出すといった協議が繰り返されました。

その結果として、第3次計画で6つに分けられていた福祉課題の分野についても4分野に集約して再編しました。第4次地域福祉活動計画では、あくまで地域の福祉ニーズに対応した実践可能な計画づくりを目指しています。そして、毎年の活動評価によって進展具合をチェックし、必要な時には活動内容の軌道修正を行います。3年目の中間見直しでは、5ヵ年計画の方向性についても真摯に見直しつつ、さらなる展開へ向けてステップアップを図っていきたいと考えています。

なにより住民の皆さん一人ひとりが、主体的に地域福祉活動へ参画していただくことで、この第4次地域福祉活動計画は進化し続けていきます。そんな地域福祉活動を通して、住民が「集い、繋がり、紡ぎ合う」大網白里市を目指してほしいと思っています。

平成25年 3月

大網白里市地域福祉活動計画策定委員会 委員長 石田路子

目 次

第1章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	大網白里市地域福祉活動計画の概要
	(1)計画の位置づけ
	(2)計画期間
	(3)計画策定に向けた取り組み
2	計画策定の背景
	(1)地域福祉を取り巻く社会状況
	(2) 社会福祉協議会の現状と役割
	(3) 第3次大網白里町地域福祉活動計画の評価
•	i 計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・18 さえあう 福祉できずく まちづくり
第3章	t 社会福祉協議会の取り組み・・・・・・・・・・・19
1	活動計画の構成
2	具体的な事業内容
	(1) 障がい者の支援
	(2) 子育て支援
	(3) 高齢者の支援
	(4) 緊急時に備えた住民ネットワーク
第4章	ま 計画の推進及び評価 ・・・・・・・・・・・39
1	計画の推進体制
2	計画の評価と見直し

第1章 計画策定にあたって

1 大網白里市地域福祉活動計画の概要

(1) 計画の位置づけ

地域福祉活動計画策定指針(「全国社会福祉協議会」平成 15 年 11 月)では、 地域福祉活動計画について、「地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」であり、その内容は、多様化した福祉ニーズがある地域社会において、それぞれの福祉課題の解決をめざして、市民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立てて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた計画とされています。

第4次大網白里市地域福祉活動計画(こすもすプラン)~セカンドステージ~(以下「本計画」という)は、市民や福祉関係団体・機関等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定するもので、"市民参加""市民主体"の地域福祉を目指し、「市民」「行政」「社会福祉協議会」がそれぞれの役割を分担し、協働で地域福祉活動に取り組んでいくための行動計画(アクションプラン)です。

社会福祉法(第 107条)に規定された行政計画である「大網白里市地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画とされており、本計画は、大網白里市地域福祉計画と互いに補完・補強し合い、密接に連携しながら、市民の心が通いあう"福祉でまちづくり"を目指すものです。

また、本計画は、新規に策定するものではなく、第3次大網白里町地域福祉活動計画〈平成20年度~24年度〉(以下「前計画」という)における基本的な考え方を引き継ぎつつ、それまでの取り組みの成果と反省、社会福祉協議会を取り巻く状況の変化を踏まえて、計画内容を見直し、整理を行ったうえ、単なる文章化した計画にならないよう"実行""実践"に繋がる計画に再編しました。

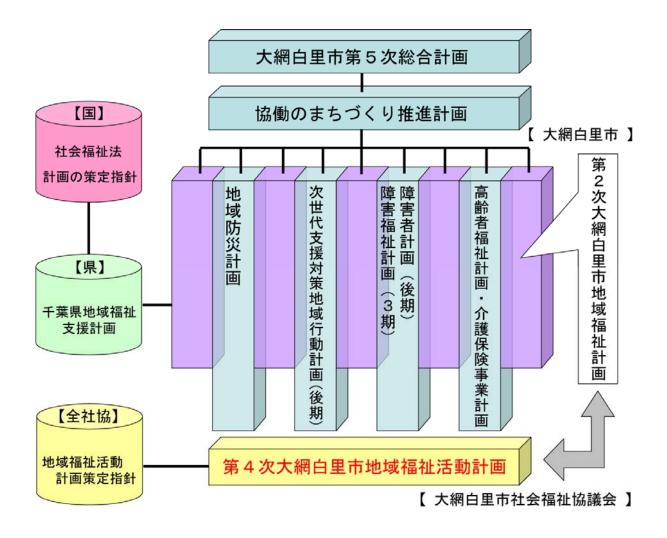


図:大網白里市地域福祉活動計画の位置づけ

(2) 計画期間

本計画は、大網白里市社会福祉協議会の活動・行動計画であり、前計画の後継計画として策定しています。

今後、社会福祉協議会が取り組む事項を定めた行動計画として、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間を計画期間とします。

※平成25年1月1日より市制が施行されたことにより、「大網白里町社会福祉協議会」は「大網白里市社会福祉協議会」に名称を変更しています。

それに伴い、本計画についても表記を変更しています。

(平成:年度)

											(平成	<u>: 平皮)</u>
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第3	沙地垣	找福祉 》	舌動計	画	第4	4次地均	或福祉:	活動計	·画			
9	第1次地	域福祉	止計画		箩	第2次地	2域福祉	业計画				
				第	5次総	合計画	(基	本計画	〕・実が	を計画))	
次世代支援対策地域行動計画(後期)												
	障害福	祉計画	(2期)	障害福	祉計画	(3期)						
	障害者計画(後期)											
	第4次高 ・介護	s齢者福 保険事業			哥齢者福 保険事業	祉計画 業計画						

図:第4次大網白里市地域福祉活動計画の計画期間

(3) 計画策定に向けた取り組み

本計画は、市民・ボランティア・住民組織関係者・福祉施設関係者・福祉関係団体・企業関係者・学識経験者・社会福祉協議会支部・行政の委員から成る、「大網白里市地域福祉活動計画策定委員会」が中心となって策定しています。

前計画の取り組みを踏まえた事業内容の再検討など、重点事業・施策の柱となる4事項ごとに作業部会を編成し、作業部会での議論と全体の策定委員会での協議を繰り返しながら、本計画での具体的事業内容について検討をしてきました。

また、行政計画である大網白里市地域福祉計画の策定委員会も兼務する委員 もおり、両計画間の連携・整合性を図ると共に、策定事務において社会福祉課 との共同事務局として参画することで、行政計画における課題や取り組み、策 定過程で作成された資料などを共有でき、本計画内にもそれらを活かしていま す。

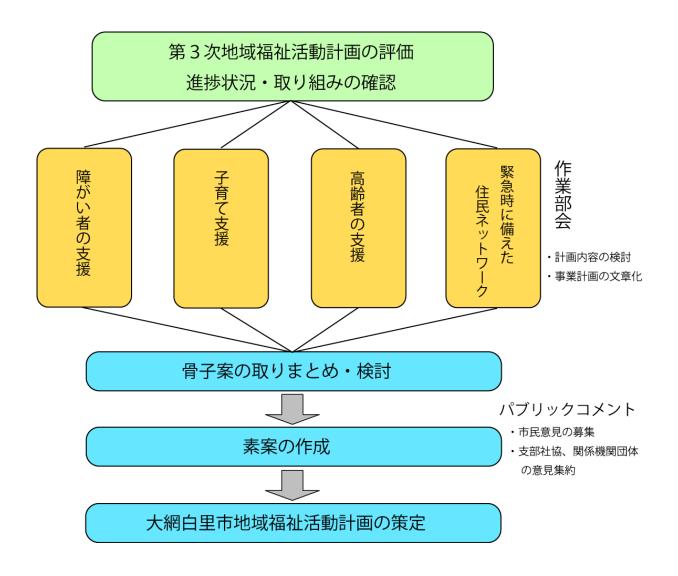


図:第4次大網白里市地域福祉活動計画策定プロセス

◇この計画書は、策定委員会が一体となって作成した、"協働"による手作りの 計画書です。

2 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く社会状況

現在の社会状況は、少子高齢化の進展による人口減少局面を迎え、さらには、 長引く景気低迷や経済のグローバル化、デフレの進行などによる社会情勢の変 化、広がる格差問題、貧困問題など、多様化した福祉課題・生活課題が顕在し ています。

地域福祉を取り巻く社会状況に目を向けると、家庭・地域社会・企業等の相 互扶助機能が急速に低下していることに加え、過疎化の進行や急激な少子高齢 化の進行・核家族化などが地域コミュニティに及ぼす影響が懸念されています。

このような社会状況の中で、個人・世帯が抱えるそれぞれの課題に対して、 既存のサービスや制度の枠組みのみで解決することは困難になっており、地域 社会における市民相互の助け合い・支え合いによる活動を通して、人と人が繋 がり、地域ぐるみで共に生きていく福祉社会の実現に向けた取り組みを推進し ていく必要があります。

本計画では、ボランティア、五支部社会福祉協議会(以下「支部社協」)をは じめとして、市民の手による地域福祉を実践し、民生委員児童委員などの福祉 関係団体・機関と密接に連携しながら。助け合い・支え合いによる課題解決を 目指していきます。

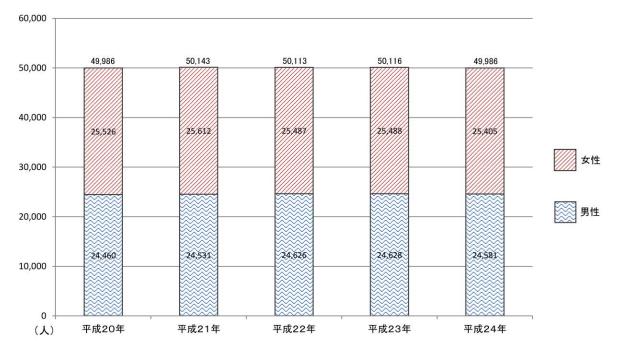


図:人口の推移

(平成24年データ大網白里 「人口と世帯数」より抜粋してグラフ化したもの)〈各年10月1日現在〉

(2) 社会福祉協議会の現状と役割

社会福祉協議会は、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」や「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を行う組織であり、"地域福祉の推進を図ることを目的とする団体"として社会福祉法に位置づけられています。

また、その役割について、新・社会福祉協議会基本要項(「全国社会福祉協議会」平成4年)では、社会福祉協議会が果たすべき機能として下記のとおり記載しています。

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核組織として、次の機能を発揮する。

- (1) 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- (2) 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- (3) 福祉活動・事業の企画および実施機能
- (4) 調査研究・開発機能
- (5) 計画策定、提言·改善運動機能
- (6) 広報 啓発機能
- (7) 福祉活動・事業の支援機能

(新・社会福祉協議会基本要項 (「全国社会福祉協議会」平成 4 年) より抜粋)

大網白里市社会福祉協議会は、支部活動の支援・協力や、福祉施設・福祉関係団体、学校、ボランティア、行政機関とのネットワークづくりや、広報啓発活動、在宅福祉サービス等さまざまな活動を行っています。

地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられた社会福祉協議会は、その使命として大網白里市地域福祉計画に協力・参画するとともに、関係団体・機関と連携し、その特性を活かしながら中核的な機能を果たすことが求められており、今後も、社会福祉協議会が市民から期待されている役割をしっかり捉え、地域福祉の担い手として重要な機能を果たしながら、その組織や事業活動について、さらに市民に理解してもらえるよう、十分な情報提供やPR活動をさらに並行して行っていく必要があります。

(3) 第3次大網白里町地域福祉活動計画の評価

本計画は、前計画を引き継いだセカンドステージとしての位置づけで策定しているため、前計画の計画内容を評価・見直しし、次計画へ活かせるよう、策定委員会で組織された作業部会において、前計画の柱として掲げていた6つの事項ごとに進捗状況を確認して、その評価を協議しました。

事業評価はその達成度に応じて1~5の数値で表しており、特に見直しを要する進捗状況評価1の事業については、「なぜできなかったのか」について補足説明を記載し、策定委員会において下記のとおりまとめました。

評価:事業評価(5~1点で採点)

⇒ 5:目標が達成されている 4:順調に推進されている

3:目標の達成には至っていない 2:なかなか進展しない

1:進展がなかった

1. 障害者の社会参加

事業内容•年度別目標							
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	
障害者(児)・関係者へ	検討	開設	整備	整備	整備	1	
の情報発信機能拠点	試行	整備	継続	継続	継続	ı	
児童デイサービス等(障	検討	開設	整備	整備	整備	1	
がい)	快引	州以	継続	継続	継続	'	
障害児への支援(ピアカ	試行	実施	実施	実施	実施	1	
ウンセリング)	LI 140	大池	大池	大池	大旭	ı	
障害者(児)組織への支	実施	実施	実施	実施	実施	3	
援	大地	大池	大池	大池	大旭	5	
障害者理解のための学	年1回	年1回	年2回	年2回	年3回	3	
習会開催	+ 1 🗓	+10	+20	+20	+30	3	

○障害者(児)・関係者への情報発信機能拠点

障害者(児)・関係者への情報発信は千葉県が中核地域生活支援センター事業として実施しています。

同事業に関し、社会福祉協議会は運営委員として参画をしています。

未達の理由:社会福祉協議会は運営委員として情報を取得しているにとどま

り、情報提供は相談事業を併せて行っている同センターが情報 発信拠点として機能していたため、社会福祉協議会として主体 的に取り組めなかった。

○児童デイサービス等(障がい)

児童デイサービスは実施しませんでした。

未達の理由:類似事業の取り組み(市の「きりん教室」など)から、喫緊に 社会福祉協議会が主体となって事業を始める状況にありません でした。

○障害児への支援(ピアカウンセリング)

ピアカウンセリングは、同じような障害のある人同士が、お互いの信頼のもとに話し合うことによって、それまで解決できなかった悩みや迷いが解消できるよう支援していくことです。

社会福祉協議会として取り組みはできませんでした。

○障害者(児)組織への支援

障害者(児)組織の結成促進、又は障害者(児)組織の運営支援の事業を 新規に行うことがありませんでした。障害者施設の職員が推進部会員となって、連携を図りましたが実施できませんでした。

しかし、支部社協ではボランティアとして障害者施設等のイベントなどに協力しています。

○障害者理解のための学習会開催

障害者理解のための学習会は実施しませんでした。

障害者施設関係者が推進部会員となって連携を図りましたが学習会は開催 はしませんでした。

民生委員児童委員等の学習会を開催しています。

2. 子育て支援

事業内容•年度別目標							
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	
子育てサロンの充実	継続	継続	見直し	継続	継続	5	
子育てキャッチフレー	準備	実施	実施	実施	実施	1	
ズをつくる	実施	天旭	天旭	天旭	天旭	 4	

事業内容•年度別目標							
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	
子ども110番協力店の増強	100軒増	100軒増	100軒増	100軒増	100軒増	4	
子育てサロンボランテ ィアの育成(研修会)	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	5	
エンゼルコール(子育て	準備	整備	整備	整備	整備		
相談)	設置	継続	継続	継続	継続		
「社協だより」に子育て 情報のページを設ける	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	3	

〇子育てサロンの充実

平成 17 年度から市内 3 ヵ所で始まった子育でサロンも、市の中で定着してきました。丸 6 年を経過し、2 人目、3 人目の子どもを連れてくる母親も増えました。市の保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善協議会、ボランティアグループなど、幅広い方々の協力を元に運営しています。

〇子育てキャッチフレーズをつくる

公募で、平成 20 年度に「育てよう 明るいまちと 元気な子」というキャッチフレーズをつくりました。キャッチフレーズを書いたマグネットを作成し、子育てサロンの参加者に配布しました。また、子育てサロンのチラシや、「社協だより」での子育て情報の記事には、このキャッチフレーズを載せています。

〇子ども 110 番協力店の増強

平成 20 年度から「子ども 110 番」を小学校から預かり設置協力していますが、毎年作成される数が 100 に達していません。また、平成 22 年度は、設置依頼予定日の直前に東日本大震災が起こり、平成 23 年度に持ち越してしまいました。毎年 100 軒増はできませんでした。

未達の理由:目標数値を協力店 100 軒増強としていましたが、古い看板の交換分を含めて作成しており、年間 100 軒増を達成することができませんでした。

○子育てサロンボランティアの育成(研修会)

毎年 2 回、子育てサロンボランティアの研修を行なっています。ボランティアの意見を取り入れながら、わらべ歌、手遊び、読み聞かせ等の研修を行う他、3 サロンのボランティアが集まり、各サロンの情報交換を行なっ

ています。

〇エンゼルコール (子育て相談)

相談所を設置しましたが、来所者がありませんでした。要請があれば出向くということも行いましたが、1年間の相談者数が1件という年もあり、平成21年度に廃止しました。

未達の理由: 市で保健師による随時の相談体制が充実していたため、社会福祉協議会として実施する必要がなかったため。

○「社協だより」に子育て情報のページを設ける

「社協だより」に子育て情報のページを設けましたが、なかなか情報が集まりませんでした。子育てサロンに関する情報は掲載しています。

3. ひとり暮らし・高齢者の見守り支援

事業内容•年度別目標							
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	
五支部での見守り活動	調査	実施	実施	実施	実施	2	
の推進	间且	80%	80%	80%	90%		
ふれあいいきいきサロ							
ンの全地区実施(全地区	10ヵ所	10ヵ所	10ヵ所	10ヵ所	10ヵ所	3	
で増強)							
ドア・ツー・ドア型送迎	検討	検討					
サービス導入に向けた	(快引) 調査	(東部) 調査	試行	試行	実施		
検討	间值	间值					

○支部対協での見守り活動の推進

各支部で見守り活動体制が整備され、一人暮らし高齢者世帯を対象に活動 を継続しています。

地域の特性により支部活動が異なり、取り組みに違いがありました。

〇ふれあいいきいきサロンの全地区実施

支部の活動として実施し、各支部での増強が図られました。

1 支部年間 2 か所を目標としていましたが、地域の特性により支部活動が異なり、取り組みに違いがありました。増えている地区と増えてない地区でばらつきがありました。

○ドア・ツー・ドア型送迎サービス導入に向けた検討

市の公共交通の事業が実施され、社会福祉協議会から委員として参画しました。

(事業主体⇒市)

4. 住民主体の地域医療

	事業内	容•年度別[]標			=17./25
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価
公的病院の看護学生の受						
け入れ整備の呼びかけ	講演会	講演会	講演会	講演会	講演会	4
保健•医療•福祉関係者	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	ı
等の合同研修実施						
かかりつけ医を持つた	調査委員会	マップづくり				
めの情報提供(医療機関	立ち上げ	マックラくり	実施	マップ見直し	実施	1
マップ作成)	11011	다마니				
病診連携と情報提供シ	講演会	講演会	講演会	講演会	講演会	1
ステムづくり	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	I
救急車の適切な利用を	宇栋	実施	実施	実施	実施	4
呼びかける広報活動	実施	天 旭	天 ル	天 ル	天 ル	4

○公的病院の看護学生の受け入れ整備の呼びかけ

公的病院に働きかけましたが連携して講演会を開催することはできませんでした。

未達の理由: 社会福祉協議会により実施できる事業ではなかったため、医療機関と連携をして取組む必要がありましたが連携を図ることができませんでした。

○かかりつけ医を持つための情報提供(医療機関マップ作成)

健康増進課の役割と重複する部分もあり、またとりわけ開業医については、 積極的に情報を公表しようとするところと、情報開示を控えるところがあ り、医療提供の内容(時間・往診対応等)を細かく記したマップの作成は できませんでした。

未達の理由: 医療機関マップ作成は、かかりつけ医を持つことを促進する一方で、医療提供内容比較の側面もあることから、直ちに作成に

取り組むことはできませんでした。

○病診連携と情報提供システムづくり

病院との打ち合わせまではできても、医療機関と連携して講演会を実施することはできませんでした。

末達の理由: 社会福祉協議会により実施する事業ではなかったため、医療機関と連携して実施する事業でしたが、医療機関同士の連携に社会福祉協議会が入っていく内容がありませんでした。

〇救急車の適切な利用を呼びかる広報活動

「社協だより」を活用し、山武郡市広域行政組合消防本部と協議のうえ、広報記事を掲載しました。

5. 緊急時の住民ネットワーク

	事業内智	容・年度別目	 目標			=17 /#5
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価
コミュニケーションづく	実施	実施	実施	実施	実施	4
り (声かけ・あいさつ)	大旭	大旭	大旭	大旭	大旭	4
区・自治会内の交流(夏ま	実施	実施	実施	実施	実施	4
つり、盆踊り、餅つき等)	大旭	大旭	大旭	大旭	大旭	4
家庭の防災意識の高揚を						
図る(防災備品の点検、	実施	実施	実施	実施	実施	3
家族の役割確認)						
自主防災組織の促進	10ヵ所	15ヵ所	20ヵ所	20ヵ所	20ヵ所	3
防災計画・防災マップへ	実施	宇施	実施	実施	実施	2
の要援護者の記述	天旭	実施	大旭	× 116	大心	
災害時における社会福祉	市区長会	5地区	5地区	5地区	5地区	2
協議会の役割を周知する	5地区	0地区	0地区			_
災害ボランティアの体制	実施	実施	実施	実施	実施	2
づくり	关	天	天	天 / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	天 / 天 / / · · · · · · · · · · · · · · ·	_
災害ボランティアの発掘						
(区・自治会等からの人	50人	100人	100人	100人	100人	1
材)						
関係機関との連絡会結成	設置	隔月開催	隔月開催	隔月開催	隔月開催	2

〇コミュニケーションづくり

家庭、学校、地域での声かけや挨拶に努めています。

○区・自治会内の交流

区・自治会内のイベント等でコミュニケーションづくりに努めています。 支部社協では、地域住民として積極的に区・自治会行事に参加をしていま す。

○家庭の防災意識の高揚を図る

「社協だより」等で具体的な記載をして防災意識の高揚に努めました。

○自主防災組織の促進

行政・区長会が率先して、区・自治会の活動として取り組まれました。 区長会で自主防災組織の立ち上げに取り組んでいます。

〇防災計画・防災マップへの要援護者の記述

行政で地域防災計画に基づき、要支援者避難個別支援計画が作成される取り組みを行っています。

○災害時における社会福祉協議会の役割を周知する。

「
対協だより」等で
周知に
努めています。

市地域防災計画での位置づけ等については、周知が図られていません。

未達の理由:市地域防災計画での位置づけが、役割として具体的に協議がされていません。

○災害ボランティアの体制づくり

災害ボランティア養成講座及び災害ボランティアコーディネーター養成講 座受講者で、災害ボランティア連絡会が結成されましたが、その後の活動 や会員増には繋がっていません。災害ボランティアの体制づくりとしては 不十分な取り組みに留まっています。

防災用備品の整備、災害ボランティア連絡会との協議を行いました。 災害ボランティア養成講座は中断しています。

○災害ボランティアの発掘

区・自治会と連携したボランティアの発掘はしていません。

未達の理由:区長会と連携する機会がありませんでした。

○関係機関との連絡会結成

平成 21 年 4 月に連絡会を立ち上げたが、社会福祉協議会が中核的役割を果たすことが難しいため、継続できませんでした。

6. 在宅介護者支援

	事業内容	容・年度別目	目標			評価
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	5₩1Ш
傾聴ボランティア講座の 定期的開催	基礎講座	基礎講座	基礎講座 30人 見直し	基礎講座	基礎講座	4
認知症サポーター養成講座の開催	各地区 1 回ずつ年 間5回	各地区 1 回ずつ年 間5回	各地区 1 回ずつ年 間5回	キャラバ ンメイト 養成	キャラバ ンメイト 養成	
「介護者の集い」の開催	検討 実施 4 O 人	実施 50人	実施 50人	実施	実施	

○傾聴ボランティア講座の定期的開催

毎年開催していますが、見直しは行っていません。

人材を養成した後のアプローチが足りません。

○認知症サポーター養成講座の開催

高齢者支援課(地域包括支援センター)が主体となり、様々な場で開催しています。

○「介護者の集い」の開催

高齢者支援課が開催する行事に協力しています。

個人情報保護法の関係や介護者を外に出てもらうための専門知識を持つボランティア育成も困難です。

7. 社会福祉協議会・全体くその他>

事業内容・年度別目標							
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	
災害ボランティア養成講							
座の実施(全編ー講座に	検討実施	実施	実施	実施	実施	2	
よる)							
福祉教育の地域パッケー		指定			指定		
ジ指定(福祉教育推進協		3ヵ年			3ヵ年	5	
力校•福祉教育推進支部)		374			374		

	.事業内	容・年度別日	 目標			≣π /∓5
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価
学校における福祉体験学 習への協力	実施	実施	実施	実施	実施	5
ふれあい福祉大学の開催	実施	実施	実施	実施	実施	5
ふれあい福祉大学実践者 向け講座		検討	実施	実施	実施	3
区長会との協働	実施	実施	実施	実施	実施	1
五支部連絡協議会の開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催	2
支部活動組織の強化(人 材の発掘・育成)	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	各支部 年1回研修	5
各地区での出前講座(社 会福祉協議会のPR)	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	3
「社協だより」・ホームペ ージでのPR	実施	実施	実施	実施	実施	5
地域福祉センターの管理・運営	実施	実施 指定管理応募				5
福祉作業所の管理・運営	実施	実施 指定管理応募				5
老人福祉センターの管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施 指定管理応募	5
第3次地域福祉活動計画 の評価	実施	実施	実施	実施	実施	2
第4次地域福祉活動計画への取り組み				策定準備	策定準備	2
五支部敬老会事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	5
在宅介護用具等貸付事業 の推進	継続	継続	継続	継続	継続	5
住民参加型有料在宅福祉 サービス事業「コスモスの会」	利用者増員	利用者増員	利用者増員	利用者増員	利用者増員	3
外出支援サービス事業の 推進	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	実施 20%増	4

事業內容•年度別目標						
実施事業内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価
(仮称)子育てサロン連	検討	立ち上げ	実施	実施	実施	4
絡会の立ち上げ	快动	五つエロ	夫旭	夫 胞	夫旭	I
総合相談事業の充実						
・心配ごと相談・法律相	≪ ≪ ★	継続継続		≪ ≪ ★	≪ ≪ ★	5
談•税務相談•育児相談•	不还 形定	下	継続	継続	継続	5
心の相談						
地域生活支援ネット	協議	実施	実施	実施	実施	1

○災害ボランティア養成講座の実施

災害ボランティア養成講座及び災害ボランティアコーディネーター養成講座 を実施していましたが、現在は実施できていません。

- 〇福祉教育の地域パッケージ指定(福祉教育推進協力校・福祉教育推進支部) 平成21年度~23年度は増穂小学校、増穂北小学校、増穂中学校、増穂支部 を福祉教育推進協力校、福祉教育推進支部に指定し、互いに連携のとれた活 動内容を社会福祉大会の席で発表していただきました。平成24年度には、 大網小学校、大網東小学校、大網中学校、大網支部を指定しました。
- ○学校における福祉体験学習への協力

盲導犬ユーザーの話を聞く授業、手話や点字を学ぶ授業には、社会福祉協議会でボランティアに連絡を取り調整しています。車椅子やアイマスク体験などの福祉体験学習では、社会福祉協議会の介護福祉士や福祉教育担当職員が出向いて授業に協力しています。

○ふれあい福祉大学の開催

毎年実施できました。修了者は支部活動に参加していただいたり、地域のボランティア、ボランティアグループなどで活躍いただいています。

社会福祉協議会の人材発掘・養成のための重要な事業であり、今後も継続していく必要があります。

〇ふれあい福祉大学実践者向け講座

活動計画上の予定には遅れましたが、平成 23 年度に過去の受講者に対するアンケートを実施しました。アンケート項目の中に、実践者向け講座の事項も入れていましたが、結果として全体的な講座を開設するというよりは、より目的を明確にした講座を実施したほうが良いようです。

福祉講演会や他の研修の場の情報提供なども効果的です。

- ○支部活動組織の強化各支部社協でそれぞれ研修を行なっています。
- ○各地区での出前講座
 - 区・自治会からの要望があった際は、出向いて社会福祉協議会についてパンフレットを使って説明しています。しかし、毎年2回と決めて行なっているわけではありません。
- ○「社協だより」・ホームページでのPR 社協だよりは奇数月に発行していますが、各支部からの編集委員が集まり、 本部の活動のほか、支部活動を積極的に紹介しています。また、社協だより の発行に合わせ、随時ホームページを更新しています。
- ○地域福祉センターの管理・運営 指定管理業務として適正に運営しています。
- ○福祉作業所の管理・運営 指定管理業務として適正に運営しています。
- ○老人福祉センターの管理・運営 指定管理業務として適正に運営しています。
- 〇外出支援サービス事業の推進 毎年新規会員は増加していますが、退会する方も同程度あるので、総会員数 はほぼ横ばいです。
- 〇(仮称)子育でサロン連絡会の立ち上げ 当初、大網白里市子育でネットワーク協議会に参加していましたが、徐々に 話の方向性が変わり参加しなくなりました。社会福祉協議会の子育でサロン については、年1回3サロンのボランティアが集まり、情報交換を行なって います。また、社会福祉協議会の子育でサロンは、全て主任児童委員が代表 になっていて、主任児童委員同士が常日頃から情報交換を行なっており、あ えて子育でサロン連絡会という名称は使っていません。
- ○総合相談事業の充実

廃止:育児・心の相談から「心の相談」としました。育児相談は、市で保健師による随時の相談体制が充実していたため、社会福祉協議会として実施する必要がなく、また、臨床心理士が代わり育児相談は適切ではなくなったため。その他の相談については継続していきます。

第2章 計画の基本理念

前述してきたように、本計画は前計画を引き継いだセカンドステージとして 位置づけているため、本計画において掲げるテーマについても、引き続き下記 のとおり定めます。

ささえあう 福祉できずく まちづくり

行政計画である「大網白里市地域福祉計画」は、市町村における地域福祉を 具体化するために不可欠なものとして、「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を 図るものであり、本計画は、そこで定められている基本理念"市民の心が通い あう福祉のまち~もう一歩先へ~"を共有し、それを実現するための具体的な 取り組みを策定し、地域福祉のさらなる推進を図っていきます。

第3章 社会福祉協議会の取り組み

1 活動計画の構成

本計画では、前計画の評価・見直しの過程において、前計画における重点課題として挙げていた6項目の施策の柱をもとに、策定委員会や作業部会においてその内容の見直しや組み換えを行い、以下の4項目の新しい柱に再構成しました。

すでに目標を達成した事業、社会福祉協議会では担えなかった事業、引き続き取り組んでいくべき事業など、その計画背景や目的について議論し、本計画にどのように盛り込んでいくかを検討しました。

具体的な計画内容については、4項目ごとの作業部会で検討を重ね、計画の 原案を策定委員が作成しています。

A:障害者の社会参加

B:子育て支援

C:ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援

D:住民主体の地域医療

E:緊急時の住民ネットワーク

F:在宅介護者支援



計画内容の見直し・組み換え

- (1) 障がい者の支援
- (2) 子育て支援
- (3) 高齢者の支援
- (4) 緊急時に備えた住民ネットワーク

※ 本章の最後に、前計画の事業と本計画の事業を対比させた一覧表を掲載して いますので、事業の統合・組み換え等の確認は対照表をご覧下さい。

2 具体的な事業内容

(1) 障がい者の支援

実施事業内容			年次計画				
天 心 争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
	検討						
	試行1回	2回開催	2回開催	2回開催	2回開催		
	開催						
当事者サロンの開催	障がいの内	宮に関わら	らずに参加を	を呼びかけて	て、徐々に		
	参加者の拡大を図る。						
	サロンを開催していく中で、可能であれば当事者組織						
	やピアサポーターの育成を図る。						
	検討						
	試行1回	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催		
学習会の開催(サロンと同時)	開催						
	障がい者の社会参加を促すための学習会						
	年度毎に内容(障がい種別)を検討						

市民が活動にあたり参加・連携する団体:市内社会福祉施設

【計画の理由】

障がいの内容や程度に関わらず、市内に住む仲間との出会いの機会を作ります。

障がいをもつ方への理解を深め、福祉意識の醸成を図ります。

【 事業の内容・詳細 】

民間事業所と市民の主体的参加を促し、相互の連携のもと行政の支援を得ながら、当事者サロンを開催するとともに、同時に社会参加やピアサポート*に関する学習会を併催します。

* 同じ課題や環境を有する仲間(ピア)が、当事者同士でお互いに支え合い助け合うこと (ピアニ「仲間」、同じ背景や時間を共有していること・同じ立場であること)

実施事業内容	年次計画					
天爬争耒内台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
障がい者(児)・関係者への情 報発信	広報紙随時ホームページ随時			広報紙随時ホームページ随時		

【計画の理由】

障がい者理解のための学習会や、障がい者間の交流を図るイベント等が各種 団体で企画されているものの、情報の集約と発信が不足しているため、社会福 祉協議会がその機会を確保することにより、情報の共有化を促進します。

【 事業の内容・詳細 】

社協だより、ホームページ等を通じて、障がい者(児)や関係者へ、イベントや研修・学習会などの開催等情報を発信するよう努めます。



社会福祉協議会ホームページ (平成 25 年 3 月 18 日現在)



広報紙「社協だより」(134号、135号、136号)

(2) 子育て支援

中恢声类内容	年次計画						
実施事業内容 	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
子育てサロンの充実	月 1 回開催 (各サロンごと)	月 1 回開催 (各サロンごと)	月 1 回開催 (各サロンごと)	月 1 回開催 (各サロンごと)	月 1 回開催 (各サロンごと)		
	市内3ヵ月	所で開催 (ロ	中央公民館、	中部コミュ	ュニティセ		
	ンター、鳥	ー、農村環境改善センター(いずみの里))					
子育てサロンボランティアの	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回		
育成(研修会)	0.0 = 1 = 1 = 1	講師を招いた研修会(年1回) 子育てサロンボランティア全体会(年1回)					
子育てサロンボランティアの	3名増	3名増	3名増	3名増	3名増		
募集	各サロン1	名増					

市民が活動にあたり参加・連携する団体:健康増進課、主任児童委員

【計画の理由】

市内3ヵ所で月1回ずつ子育てサロンを開催していますが、母親と子どもたちの交流の場として着実に定着してきました。運営には、主任児童委員を中心とした子育てサロンボランティアが行っています。

これまでの実績をもとに、各サロンが特色のあるメニューを行い、さらなる 交流の場としての発展が期待できます。

【 事業の内容・詳細 】

市内3カ所で、各月1回、子育てサロンを開催しています。平成17年にスタートしてから丸7年を経過し、母親の間にも浸透してきています。

これは、スタート当時から続けて活動している子育てボランティアの力によるところが大きいです。行政機関(保健師、栄養士、歯科衛生士)等からも、 多くの協力をいただいています。 子育てサロンをさらに充実させ、継続していくために、外部から講師を招いた子育でサロンボランティア研修会を今後も続け、サロンの中で生かしていきます。また、今後のサロンを担うボランティアを社協だよりやホームページで募集し、養成に努めていきます。



子育てサロンのお知らせチラシ (平成 25 年度)

実施事業内容	年次計画					
天肥争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	25軒増	25軒増	25軒増	25軒増	25軒増	
子ども110番設置の増強	各支部社協	協ごとに5車	F増を目標と	する。		
	小学校が保有する「子ども110番連絡所」					
	力を呼びた	かける。				

市民が活動にあたり参加・連携する団体:教育委員会、市内小学校

【計画の理由】

近隣市町村でも不審者が多発し、子どもを狙った犯罪が発生しています。各支部では、登下校時にパトロール等を行い、子どもの見守りに力を入れています。今後も、地域の子どもたちを、地域のみんなで守るという地域力を向上させることが求められています。そのひとつとして、教育委員会が推進している「子ども110番連絡所」(危険が迫ったときの駆け込み場所)の設置を商店・事業所や家庭に対して、日常的に社会福祉協議会のネットワークを通じて協力を呼びかけ、地域全体で子どもたちを見守っていくことのできる体制づくりを目指します。

【 事業の内容・詳細 】

市をあげて、子どもの見守りを行っていくため、子ども 110 番連絡所の設置に協力してくれる商店や家を増やします。概ね商店には協力いただいたので、今後は一般家庭での設置増加を目指します。各支部社協の総会等で協力を呼びかけます。子ども 110 番連絡所のプレートの作成数からみて、1地区年間 5 軒増を目指し、徐々にその数を増やしながら、地域全体で子どもたちの安全を守っていきます。



子ども 110 番連絡所看板:福祉会館

実施事業内容	年次計画						
天 心 争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
子育て情報を発信しながら子 育てキャッチフレーズを広め	広報紙随時ホームページ随時			広報紙随時ホームページ随時			
	社協だより)、ホームへ	ページで発信	する。			

市民が活動にあたり参加・連携する団体:健康増進課

【計画の理由】

核家族が増加している昨今、子育てを手伝ってくれる親も近くにおらず、十分な情報のない中で不安を持ちながら子育てをしている父親、母親も少なくありません。子育て世帯へ円滑に情報が伝わるしくみを作ることができれば、子育ての悩みの解決や親同士の交流につながります。

前計画において、大網白里市で生まれる子どもたちは市民全体で育てていく機運を高めるため、住民からの公募で、「育てよう 明るいまちと 元気な子」というキャッチフレーズを作りました。しかしながら、このキャッチフレーズが広く浸透したとは言えない状況です。本計画では、このキャッチフレーズをより一層市内に広めることにより、地域全体で子どもたちを育む環境が整えられるものと考えます。

【 事業の内容・詳細 】

社協だよりの他、ホームページに子育て情報掲載欄を設ける等、インターネットを活用した子育で情報発信を行い、家に居ながらにして、色々な方法で子育で情報を得ることができるようにします。社会福祉協議会の事業に関することのほか、市内の子育で情報を積極的に掲載していきます。ホームページでは社会福祉協議会にメールによる問い合わせも受け付けられるようになっているので活用します。

前計画により、公募で選んだキャッチフレーズ「育てよう 明るいまちと 元気な子」を今後更に広めるために、社協だよりに掲載したり、子育てサロンの予定表に載せていきます。また、キャッチフレーズを記した啓発品(例:缶バッジ等)を作成し、子育てサロン等で配布します。

(3) 高齢者の支援

実施事業内容		年次計画						
天.心争未闪台 	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
	実施	実施	実施	実施	実施			
	各地区1	各地区1	各地区1	各地区1	各地区1			
ふれあいいきいきサロンの全	ヵ所ずつ	ヵ所ずつ	ヵ所ずつ	ヵ所ずつ	ヵ所ずつ			
地区実施(全地区で増強)	設置	設置	設置	設置	設置			
	地域性を踏まえながら一層の推進を図る。							

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協(事業実施)、

区•自治会(協力•理解)

【計画の理由】

社会福祉協議会と支部社協が連携して取り組んでいる独自事業であり、前計画で 10 ヵ所ずつの増加を目標に計画を立ててきましたが、数値目標は達成できませんでした。

その理由として、支部による地域性の違いや担い手(リーダー)となる人材の課題が挙げられます。

しかし、これからもひとり暮らし高齢者や、閉じこもりがちになる高齢者は増え、ふれあいいきいきサロンのような仲間づくり、生きがいづくり事業のニーズは多くあることから、本計画においても継続的に推進していきます。

【 事業の内容・詳細 】

対象者や協力者(ボランティア)の条件やしくみを整理し、より設立しやすいように支援していけるようにします。

各地区(支部社協)で、年間 1 ヵ所ずつ設置できるように推進していくことを目標とします。

また、自治会館の利用や参加者の周知など、区・自治会の協力が不可欠な事業であるため、事業の周知と併せて区長・自治会長との連携・協力体制を強化していく必要があります。

なお、サロンの設置数は増加傾向にありますが、地域性の違いもあり、積極的な設置に至らない地区もあることから、今後の推進体制・方向性などを支部 社協と協議しながら進めていかなければなりません。

事業を地域住民に理解してもらえるよう広報(事業のPR)をしていきます。

ふれあいいきいきサロン一覧〈平成 24 年 10 月現在〉

No.		開 催 場 所	地区
1	ゆうゆうサロン浜宿		
			大網
2	サロン上の宮	増穂支部事務所・会員宅	増穂
3	なかよしサロン	林餅公民館	増穂
4	季美の森いきいきサロン	季美の森南2丁目自治会館	山辺
5	三南コスモスの会	老人福祉センター コスモス荘	白里
6	4区なかよし会	汐浜公民館	白里
7	三中さざなみ会	老人福祉センター コスモス荘	白里
8	木崎楽しみサロン	木崎公民館	増穂
9	三北の会	老人福祉センター コスモス荘	白里
10	愛敬の会	老人福祉センター コスモス荘	白里
11	13区なかよし会	老人福祉センター コスモス荘	白里
12	にこにこサロン	南横川南区下谷公民館	増穂
13	いきいき堀川	堀川九十九里休憩センター	白里
14	笑柳会	中部コミュニティセンター	増穂
15	向日葵サロン	上谷新田青年館	増穂
16	池田青葉会	池田公民館	山辺
17	あじさいサロン	上貝塚公民館	増穂
18	南玉清和会	南玉公民館	山辺
19	大竹ときわ会	大竹公民館	山辺
20	星谷いきいきサロン	星谷公民館	増穂
21	いきいきサロン若葉	若葉区コミュニティ会館	白里
22	サロン悠の会	北飯塚公民館	増穂
23	わらび会	わらび台自治会館	増穂
24	みやこ野ふれあいサロン	みやこ野2丁目自治会館	瑞穂
25	寿サロン	会員宅	白里
26	北横川サロン	北横川公民館	増穂
27	ふれあいサロン桂山	桂山公民館・いずみの里	白里
28	れんげ	会員宅	白里
29	宮ノ下あがた会	宮ノ下公民館	山辺
30	金谷二区青葉会	金谷二区公民館	山辺
31	ふれあいサロン ながた野	 ながた野2丁目自治会館	 瑞穂
32	大あみハイツサロン 悠遊	大あみハイツ多目的室	瑞穂
<u></u>			

実施事業内容	年次計画					
天.心争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
五支部での見守り活動の推進	5支部	5支部	5支部	5支部	5支部	

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協

【計画の理由】

前計画において、安否確認事業として見守り活動の実施に向けて取り組んできました。全支部を対象とした研修会の開催なども行ってきましたが、全支部 一律の事業展開には至っていません。

今後は、未実施の支部については事業実施に向けた取り組み、実施している 支部は活動のさらなる推進に向けて努力していく必要があります。

【 事業の内容・詳細 】

今後5年間、全支部で見守り活動を軌道に乗せることを目標とし、未実施の支部については見守り活動の実施に向けて取り組んでいくこととします。

既に実施している支部については、活動上の課題や問題点を踏まえ、さらなる推進に向けて検討をしていきます。

他支部の活動状況について意見交換を行ったり、研修の場などを設けて、活動を担う福祉協力員に活動を広げ理解を深める研修会・説明会などを行います。

また、ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢者世帯や、日中独居になる高齢者に対する支援についても今後検討していきます。

実施事業内容	年次計画						
天.心争未闪台 	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
区・自治会への活動の周知	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ		
	区・自治会への出前講座等の実施						
	(社会福祉	上協議会活動	かへの理解、	事業への協	3力)		

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協、区・自治会

【計画の理由】

事業を行うにあたっては地域住民の理解・協力が重要であり、とりわけ、自 治会館の利用や参加者の周知など、区・自治会の協力が不可欠な事業が多くあ るため、区長・自治会長との連携・協力体制を強化し、地域住民への活動の周 知に努めていく必要があります。

社会福祉協議会の活動のことをよく知らないという人に対し、社会福祉協議会の組織・活動について理解していただくために活動していきます。

【 事業の内容・詳細 】

広報紙(社協だより、支部広報紙)やホームページ、回覧(区長回覧)など を活用し、活動の周知を図っていきます。

また、福祉協力員に対する研修会などを通して、事業内容の説明や社会福祉協議会について理解を深め、各地区における活動周知に繋げられるよう努めていきます。

(4) 緊急時に備えた住民ネットワーク

実施事業内容	年次計画						
天.心争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
区・自治会内の交流に参画	区・自治会で年3回	区・自治会で 年3回	区・自治会で 年3回	区・自治会で年3回	区・自治会で 年3回		
(夏祭り、盆踊り、餅つき等)	市民は最低とを目指す		を、区・自治	台会交流に参	参画するこ		

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協、区・自治会

【計画の理由】

個人の生活を大切にするあまり、他人との関わりを煩わしく思う人が増え、 隣近所との付き合いが希薄になっています。

他人への無関心、表札の未設置、電話番号の非通知化、個人情報への過度の 反応などが障壁となり、付き合いの幅を狭め要支援者の把握をも困難にしてお り、緊急時に住民同士が助け合うためには、日常の声かけ、あいさつ運動、防 犯パトロール、見守り活動等を通して、近隣住民コミュニケーションづくり、 顔の見える関係づくりが大切です。

また、社会福祉協議会会員への未加入の人への加入声かけ、さらには区・自 治会主催の各種行事への参加を促進し、近隣の人々の交流を図る必要がありま す。

【 事業の内容・詳細 】

区・自治会の活動や地域の問題に関心を持ち、積極的に参加協力しやすい環境作りを行い、子供から高齢者まで家族ぐるみで参画出来る行事などを企画し、住民との交流を深める場づくりを計画し実践します。

特に、子供は行事等を通して、地域に関わりをもち、助け合いの心、思いやりの心を育てるような地域ぐるみでの福祉教育が大切です。

実施事業内容	年次計画					
天 心 争 未 内 台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
家庭の防災意識の高揚を図る (防災備品の点検、家族の役割	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	
確認)	広報紙、ホームページ、区長回覧で3月・9月頃周知					
	活動を行う	5.				

市民が活動にあたり参加・連携する団体:区・自治会

【計画の理由】

区・自治会・防災組織で意識高揚、啓発活動を実施しているところですが、 社会福祉協議会でも、協働で繰り返し啓発活動を実施し、意識の高揚を図るこ とが必要となっています。

市の中に高い建物、大きな工場もなく、気候温暖、田園地帯という地域性もあり、東日本大震災から 1 年以上たった現在、災害への危機意識が希薄になりつつあると思われます。

しかし、いつどんな災害が襲ってくるか分かりません。日頃から防災に対する知識を身につけ「まず自分の身は自分で守る」という自助、そしていざという時には助け合うという共助(近助)の心構えと準備が必要です。

【 事業の内容・詳細 】

社協だより・ホームページ・区長回覧で、区・自治会、防災組織に対して啓 発活動を行います。

社会福祉協議会が行う災害ボランティア養成講座や体験者の講演会、区・自治会が行う防災訓練に参加することは、情報を得たり教訓を学ぶ重要な機会であり、日常的に防災知識や技術を身につけられるよう非常時に対応できることの啓発に繋がります。

9月1日の「防災の日」は、我が家の備蓄品の点検を行ない、家族の役割分担、安否確認方法などを話し合う日とし、普及を図ります。

実施事業内容			年次計画		
天.心争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
救急車の適切利用の広報活動	継続	継続	継続	継続	継続
	広報紙、オ	バームペー ミ	ブ、区長回覧	怎、 出前講座	座で実施す
	る。				

市民が活動にあたり参加・連携する団体:区・自治会

【計画の理由】

千葉県内の救急車の病院到着時間が、平均 35 分(平成 20 年実績)かかっています。軽症者の利用も多く、一刻を争う傷病者の搬送に多大な影響が出て、「救える命」も救えなくなる可能性があるのが現状です。

不要・不急の利用を行わないよう、共通理解を広げることが求められています。

【 事業の内容・詳細 】

救急車の適正な利用を、市民に広く呼びかけます。

実施事業内容			年次計画									
天.心争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度							
自主防災組織との協働(連携・	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
交流)	自主防災約	自主防災組織が実施する防災訓練(1回/年)に参画、										
	連絡会(1	回/年)を	E実施する。									

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協、区・自治会

【計画の理由】

区・自治会に未加入の人がいたり、区・自治会内の交流が少ないため、諸行事を開催しても参加・協力者が少なく、協働意識が希薄になっています。

「近隣への声かけもなく、緊急時どうするか」「災害時に水、火、電気などの 用意を誰がするのか」などの緊急時の体制ができていない状態です。

誰がどこに住んでいるのか、どのような人が居るのか、個人情報保護法によ

り情報の入手が困難になっており、住民の手で情報収集、体制づくりをしてい く必要があります。

【 事業の内容・詳細 】

社会福祉協議会と自主防災組織、区・自治会と情報共有の連絡会及び防災訓練を年1回実施します。

実施事業内容			年次計画		
天 (記事 未)) 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
防災計画・防災マップへの協力 支援	年1回	年1回	見直し 年1回	年1回	年1回
X18	区・自治会	会、 防災組織	哉との情報を	共有連絡会 <i>σ</i>)開催。

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協、区・自治会

【計画の理由】

要支援者の支援体制が脆弱です。行政、区・自治会と連携し、協力支援を行う必要があります。

【 事業の内容・詳細 】

行政の実施する防災計画・防災マップ作成のための情報共有連絡会等に協力 支援を行います。

実施事業内容			年次計画		
天心争未闪台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
災害時における社会福祉協議 会の役割周知	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ	各地区 2ヵ所ずつ
	※「高齢	命者の支援」	と同じく出	計講座を 行	ō

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協、区・自治会

【計画の理由】

市民に社会福祉協議会の活動実態が、いまだ浸透しているとは言えない状況です。

組織についてもまだまだ理解が不十分なので、積極的に地域に出て行き、広報・啓発活動を進めていかなければなりません。

また、災害時には社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを担うため、 災害ボランティアの活動などについても理解を促し、災害に向けて社会福祉協 議会の役割や活動内容を広く住民に周知する必要もあります。

【 事業の内容・詳細 】

社会福祉協議会活動を地域住民に理解いただくため、区・自治会と協働で出前講座を行います。特に、意識改革を行うため、被災者の体験談として、住民、区・自治会、行政が行なった対応等、生の声を聞く講演会の開催は効果が期待でき、要支援者に対しては訪問して、家庭内の防災対応(非常持ち出し袋、非常食など)の必要性を説明したり、家具類の転倒防止対策などの処置についても区・自治会と協働で実施します。

実施事業内容			年次計画								
大心争未均台	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度						
	市社協										
 災害ボランティアリーダーの	(1名)	継続研修	継続研修	継続研修	継続研修						
	支部社協	年2回	年2回	年2回	年2回						
養成並りに食成調座の美脆(主 編一講座による)	(各5名)										
禰一再座による/	平成25年	F度は市社協	岛•支部社協	協のリーダ-	-養成を実						
	施										
	各区•	各区•	各区•	各区•	各区•						
ボランティアサブリーダーの	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会						
養成及びボランティア人材の	1名	1名 1名 1名 1名									
発掘	災害時のサ	ナブリーダー	-及びボラン	ノティアを乳	発掘と養成						
	講座の開催										

市民が活動にあたり参加・連携する団体:支部社協、区・自治会

【計画の理由】

災害時、社会福祉協議会が果たす役割のひとつとして、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営があります。

平成16年度から災害ボランティア養成講座を実施してきましたが、まだまだ十分ではなく、今後も積極的に推進して行かなければなりません。

受講されたボランティアの連携や組織化などの課題もあり、ボランティアが 有効に活動できるシステムの整備が必要となっています。

【 事業の内容・詳細 】

社会福祉協議会におけるボランティアリーダーの育成を実行し、災害時にそのリーダーの下で、ボランティアセンターを運営できるよう体制を整えていきます。

災害ボランティア養成講座の受講生として区・自治会からの参加を募ることで、より多くの効果が期待できます。

講座修了者は、ボランティア登録をして継続的に情報交換やスキルアップを 図ることで、緊急時に備えた体制を維持していきます。

日頃から専門ボランティア(消防士、医師、看護師、技術者等の元・現有資格者)の発掘と呼びかけに努め、災害時のネットワーク構築を図ります。

実施事業内容			年次計画		
大心争未均分 	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
関係機関との連絡強化	見直し 年2回	年2回	見直し 年2回	見直し 年2回	見直し 年2回
(区・自治会・行政)	1回/年0	Dボランティ	アセンタ-	-の立ち上に	ブ・運営訓
	練と、対応	グマニュアハ	レ等の整合を	を図る連絡会	会等に参画
	する。				

【計画の理由】

災害時における社会福祉協議会の役割などが住民に理解されていなかったり、 支部社協や区・自治会、行政との連携・協力体制もまだ十分に図られていない のが現状です。

市防災計画と社会福祉協議会の対応マニュアルの整合性、相関性を図るとともに、支部社協、区・自治会との連携を強化し、災害時に備えた取り組みを進

めていく必要があります。

【事業の内容・詳細】

ボランティアセンターと支部社協との連絡の強化を図り、災害時の迅速な活動につなげます。

区・自治会との連携強化により、情報収集やニーズに応じたボランティアの派遣がスムーズに行えるよう取り組みます。

災害時における社会福祉協議会の対応マニュアルを市防災計画の見直しと併せて整備していきます。

被災した地域において役に立ったことなどの情報を周知し、行政を中心として関係機関・団体が連携して防災体制の整備を進めていくとともに、住民意識の啓発につなげていきます。

◇市社会福祉協議会が主体となって取り組んでいく事業

宝族事業内容			年次計画		
実施事業内容	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
福祉教育の地域パッケージ指 定(福祉教育推進協力校・福祉 教育推進支部)		指定 3ヵ年			指定 3ヵ年
学校における福祉体験学習へ の協力	実施	実施	実施	実施	実施
ふれあい福祉大学の開催	実施	実施	実施	実施	実施
五支部連絡協議会の開催	年4回 開催	年4回 開催	年4回 開催	年4回 開催	年4回 開催
福祉協力員の研修会	各支部年1回	各支部 年1回	各支部年1回	各支部年1回	各支部年1回
地域福祉センターの管理・運営	実施	実施指定管理応募			
福祉作業所の管理・運営	実施	実施指定管理応募			
老人福祉センターの管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施指定管理応募
第4次地域福祉活動計画の評価・見直し	実施	実施	見直し	実施	実施
第5次地域福祉活動計画への 取り組み				策定準備	策定準備

中恢声类内容			年次計画		
実施事業内容	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
五支部敬老事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
在宅介護用具等貸付事業の推進	実施	実施	実施	実施	実施
住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」	利用者増員	利用者増員	利用者増員	利用者増員	利用者増員
外出支援サービス事業の推進	実施	実施	実施	実施	実施
総合相談事業の充実 ・心配ごと相談・法律相談 ・税務相談・心の相談	実施	実施	実施	実施	実施

第4章 計画の推進及び評価

1 計画の推進体制

本計画は、住民、ボランティア、住民組織、福祉施設、福祉団体、支部社協、 企業、行政より構成された地域福祉活動計画策定委員会が策定しました。

計画の推進にあたっては、地域福祉活動計画策定委員会を中心にした推進委員会(仮称)を設置し、各支部社協をはじめとする事業実施主体や連携機関・団体も交え、計画事業の進捗状況を確認しながら、計画事業の実施に繋げていきます。

2 計画の評価と見直し

計画の評価・見直しのための機能として、地域福祉活動計画策定委員会を今後も継続的に維持し、年次ごとに取り組み状況を確認できる体制を築くとともに、中間見直しとして計画3年目(平成27年度)に、それまでの計画内容の進捗状況などを踏まえ、必要な見直し等を行っていきます。

実施事業計画一覧(前計画との対照表)

	李斤	76/14		新規				日十七年	利热							新規		_																											
第4次大網白里市地域福祉活動計画	当事者サロンの会談会の問題を	2 すらない間にくくしくにもない 3 障がい者(児)・関係者への情報発信 1 ユ音アサロンの存実					らればのこのこのことの主張の末述の	10 五支部での見守り活動の推進 4.4 反・白込合への活動の国知			% に				18 災害ボランティアリーダーの養成並びに養成講 18 座の実施(全編ー講座による)	19 ボランティアサブリーダーの養成及びボラン 19 ニュカ・サー せん 登価	20 関係機関との連絡強化(区・自治会・行政)		<u> 今赤字は本計画の新規事業</u>								価性教育の追求ハッソープ相に 協力校・福祉教育推進支部)	22 学校における福祉体験学習への協力の3 ふれあい短が大学の関係	24 五支部連絡協議会の開催	福祉協力員の研修	26 地域福祉センターの管理・連営		29 第4次地域福祉活動計画の評価・見直しるの 第5分地域控制活動計画の配の組み	おこ外には個性にもあり回いの状で 五支部敬者事業の実施	在宅介護用具等貸付事業の推進	33 住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモ	ろ4 外出も揺せしが入事業の推進	が山太波・ 総合相談事業の	35 でことである。 35 でのでした 35 でのでき 35 でき 3						
施等の許	30 1. 障がい者の 支援	K	2,1	4 % < < %		<	8~ 凝	10\	9へ 4. 緊急時に備ったから						/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / 	12\	()	13/	15^	16^	18>	18\	20	して定着	業 着手 ***		イなって取り組みがいている	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																	
	十. 世.		<u></u>	\(\frac{1}{1}\)	i di d	↓ ↓	† 	ო ˙ ↑	ო ˙	行政が事業着手	廃止		廃止	_	↑ ↑ 4 4	↓ 4.		↑ 4	4.	4	i 4.	↓ 4.	↓ 4	年度事業として定着	行政が事業着手にかが事業者	行以办事業看手																			
第3次大網白里町地域福祉活動計画	大阪学来で3日	リング)	はこす(近)では、の文版 障害者理解のための学習会開催	 子育てサロンの充実 子音てキャッチフレーズをつくる	(\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(A)	エン こびラーバス・日本に配送 「社協だより」に子育て情報のペーツを設ける	五支部での見守り活動の推進されます。	/タストルめレルノさいさサロンの主地区実施(主地区で増強)	ドア・ツー・ドア型送迦サービス導入に向けた検討	公的病院の看護学生の受け入れ整備の呼びかけは強・医療・おが関係を至め合同項を実施	Ŋ	5			区・自治会内の交流(夏まつり、盆踊り、餅つき	Eの防災意識の高場を図る(防災備品の点検、家				、公司は「こうなな、日本は、自己のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本		D 連絡会結成	傾聴ボランティア講座の定期的開催		1.7.護者の)集い」の別組 (※生ボランティア巻お書座の事権 / 全編一書座に上	XIII フノノイブ ほぶ 調用の未過(土禰ろ)	福祉教育の地域パッケージ指定(福祉教育推進協力校・福祉教育推進支部)	学校における福祉体験学習への協力	ふれあい福祉大学の開催	られあい福祉大学実践者向け講座 区長会との協働	謡	支部活動組織の強化(人材の発掘・育成) を地区での中部業成(社会短い投業会のDD)	ロがというとはできます。 「社協だより」・ホームページでのPR	地域福祉センターの管理・運営	福祉作業所の管理・運営サーに対している。	右人福位でノダーの管理・連営等の対策を対策を対策を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	おこべにはは日本に対するのでは 第4次は対信社活動計画への取り組み	おうないのでは、 できません 大学 といっと おり はいまま の 実施 おり ままり また しょうしょう しょう	在宅介護用具等貸付事業の推進	住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの 会」	外出支援サービス事業の推進	(仮称) 子育てサロン連絡会の立ち上げ	総合相談事業の充実・心配ごと相談・法律相談・税務相談・育児相談・心の相談	地域生活支援ネット
筋等の柱	<u>ルボボッカエ</u> 1. 障害者の社 会参加			2. 子育て支援				3. ひとり暮らし・高齢者の	見守り支援		4. 住民主体の 地域医療				5. 緊急時の住	田ネットワーク								6. 在宅介護者	又矮	7. 社協・全体	くから街~																		

大網白里市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同、所属団体の役職等は委嘱時を記載)

役職等	氏 名	備考 ※()作業部会
	馬場 信輔	(C)
ボランティア連絡協議会 会計	肉倉 トモ子	(D)
区長会 会長	小林 武	○副委員長 (D) △部会長
おおあみ縁の里 施設長	田尻 秀明	(C)
山武みどり学園 施設長	大越 将司	(A)
社会福祉法人ワーナーホーム	山岡 功平	(A)
民生委員児童委員協議会 会長	澤田和子	(B)△部会長
老人クラブ連合会 会長	大塚 健子	(C)
大網支部 支部長	田中司	(A)△部会長
山辺支部 児童福祉部長	石村 豊	(D)
瑞穂支部 事務局長	京江 哲志	(C)
増穂支部 支部長	永野 和子	(C)△部会長
白里支部 支部長	髙山 義則	(B)
商工会 理事	加藤 光男	(D)
商工会 理事	土屋 忠和	(B)
城西国際大学 福祉総合学部 教授	石田 路子	◎委員長
千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部 副部長	川上 浩嗣	
社会福祉課 課長	尾関 範子	
子育て支援課 課長	石川 普一	(A)
企画政策課 副課長	石原 治幸	(D)
健康増進課 副課長	伊藤 文江	(B)
	ボランティア連絡協議会 会計 区長会 会長 おおあみ緑の里 施設長 山武みどり学園 施設長 社会福祉法人ワーナーホーム 民生委員児童委員協議会 会長 老人クラブ連合会 会長 大網支部 支部長 山辺支部 児童福祉部長 瑞穂支部 事務局長 増穂支部 支部長 白里支部 支部長 白里支部 支部長 百工会 理事 核西国際大学 福祉総合学部 教授 千葉県社会融協議会 地域福祉推調 副部長 社会福祉課 課長 子育て支援課 課長 企画政策課 副課長	馬場 信輔 ボランティア連絡協議会 会計 肉倉 トモ子 区長会 会長

作業部会

- (A) 障がい者の支援
- (B) 子育て支援
- (C) 高齢者の支援
- (D) 緊急時に備えた住民ネットワーク

社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 大網白里市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)は、 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が大網白里 市における地域福祉を総合的な視点から推進するための計画を策定すること を目的として設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)計画作成に係る重要事項の審議に関すること
 - (2) その他計画の作成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

(委員の構成)

- 第4条 委員会は、下記の委員で構成し、会長がこれを委嘱する。
- (1) 住民
- (2) ボランティア
- (3) 住民組織関係者
- (4)福祉施設関係者
- (5)福祉関係団体
- (6) 社会福祉協議会支部
- (7)企業関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 行政

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員会委員で構成し、部会数は、委員会で協議する。
- 3 作業部会に、部会委員の互選により、部会長1名及び副部会長1名を置く。 (意見等の聴取)
- 第8条 委員会及び作業部会が必要と認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(仟期)

- 第9条 委員及び部会員の任期は、大網白里市地域福祉活動計画の策定が完了 するまでとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本会事務局内におく。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、 委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

地域福祉活動計画策定委員会及び作業部会の開催記録

В	時	会 議
平成24年	10月 9日	第1回策定委員会
	11月 6日	第2回策定委員会
		障がい者の支援部会
		子育て支援部会
		高齢者の支援部会
		緊急時に備えた住民ネットワーク部会
	11月14日	緊急時に備えた住民ネットワーク部会
	11月20日	障がい者の支援部会
		子育て支援部会
	11月26日	高齢者の支援部会
	11月27日	緊急時に備えた住民ネットワーク部会
	12月 4日	高齢者の支援部会
	12月 6日	障がい者の支援部会
	12月17日	第3回策定委員会
平成25年	1月11日	子育て支援部会
	1月16日	高齢者の支援部会
	1月29日	第4回策定委員会
	2月 7日	高齢者の支援部会
	2月27日	第5回策定委員会
	3月21日	第6回策定委員会

こすもす プラン

第4次 大網白里市地域福祉活動計画(2013/4~2018/3)

発行日 平成25年3月

発 行 社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会

〒299-3251

千葉県 大網白里市 大網 131 番地 2-133 番地合併 1

TEL 0475 (72) 1995 FAX 0475 (72) 1996

URL : http://www.oamishakyo.com

E-Mail: mail@oamishakyo.com

